

アイティーエム株式会社
石狩データセンター
ハウジングサービス利用約款

平成 29 年 5 月 26 日



-目次-

第1章 総則

第1条(約款等の適用)

第2条(サービスの種類・品目・内容)

第3条(契約期間、解約、違約金および自動更新)

第2章 料金等

第4条(料金等の計算方法)

第5条(料金等の支払方法)

第3章 装置等の管理

第6条(装置の設置・撤去)

第7条(装置等の維持管理)

第4章 料金の減額

第8条(責任の制限)

第1章 総則

第1条(約款等の適用)

アイティーエム株式会社(以下「当社」といいます。))は、石狩データセンターハウジングサービス利用約款(以下「本ハウジング約款」といいます。))を定め、データセンターサービス基本約款(以下「基本約款」といいます)および本ハウジング約款に基づきハウジングサービス(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

2. 本ハウジング約款は、基本約款に基づくサービス別約款です。本ハウジング約款に定めのない事項は、基本約款に定めるとおりとします。また、用語の定義は、特に指定のない限り基本約款に従います。
3. 本サービスの利用にあたっては、別途定める「石狩データセンター ハウジングサービスご利用の手引き」に従うものとします。

第2条(サービスの種類・品目・内容)

本サービスの種類、品目および内容は、以下のとおりです。

種類	品目		内容
ハウジングサービス	ラック	1ラック	契約者のサーバ設備を設置するデータセンター内のラックスペースを提供するサービス
		1/2ラック(石狩DC、大阪DC)	
1/4ラック(石狩DC)			
	基本運用		ラック内の機器に対して、基本作業代行を提供するサービス
オプションサービス	追加電源		追加電源、構内配線の提供、ハウジングサービスに関する各種作業代行、作業用部材等の販売等を提供するサービス
	構内配線		
	定期運用		
	作業代行		
	部材販売		

2. 当社は、前項に定めのないサービスを提供する場合があります。その場合、当社と利用者間で特に定める場合を除き、当該サービスについては、基本約款および本ハウジング約款が適用されるものとします。

第3条(契約期間、解約、違約金および自動更新)

利用契約の契約期間は、利用開始日から1年を経過した日が属する月の末日(以下「契約終了日」といいます。))までとします。契約成立後、当社は設定完了通知書により利用開始日を通知します。サービス料金は利用開始日から課金されるものとします。

2. 契約終了日以前に利用契約を解約した場合、契約者は当社に次条の規定に従い違約金を支払うものとします。
3. 契約者が、契約終了日の前月末日までに、当社所定の書面により解約の申し出を行わない限り、利用契約は更に1年自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。
4. 前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月末日までに契約者に対し更新拒絶の通知をした場合、利用契約は延長されることなく終了するものとします。

第2章 料金等

第4条(料金等の計算方法)

以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。

- (1) 本サービスの利用開始日が属する月の料金は、初期費用及び月額料金とする。なお、本サービスの利用開始日が暦月の初日以外の場合であっても、月額料金は日割計算しないものとする。
 - (2) 本サービスの契約期間の満了日が属する月の月額料金は、本サービスの契約期間満了日が月末日以外の場合に限り、発生しないものとする。
 - (3) 利用契約成立後利用開始前、または契約期間の途中において基本約款第 16 条 1 項により利用契約が解除された場合、契約者は解除の効力発生日における未払いの料金の額及び違約金として解除の効力発生日の翌日から当該契約期間の末日までの期間に対応する本サービスに係る料金の額を解除の効力発生日から2週間以内に一括して当社に支払うものとします。
 - (4) 利用契約成立後利用開始前、または契約期間の途中において、基本約款第 16 条 2 項により利用契約が解約された場合、契約者は解約の効力発生日から当該契約期間の末日までの期間に対応する本サービスに係る料金の額を違約金として解約の効力発生日の翌月の末日まで一括して当社に支払うものとします。
2. 契約期間の途中で契約者の申し出によりサービス内容が部分解約されたとしても、当該契約期間の満了までは月額料金は変更されないものとし、利用契約が更新される場合には、更新以後、部分解約されたサービス内容に相応する月額料金(以下、「改定後月額料金」といいます。)が適用されるものとします。但し、次項所定の方法に従い、サービスを部分解約した日から契約終了日までの間の従前の月額料金と改定後月額料金との差額(月の途中でサービス内容が部分解約される場合は日割計算とします。)を違約金として一括して当社に支払う場合には、当社による当該違約金の入金確認の後、部分解約した日から改定後月額料金を適用するものとします。
3. 契約者から前項但書の違約金支払処理を希望する旨の申し出があった場合、当社は、前項所定の方法により違約金額を算定し、契約者に対して違約金請求書を送付します。この場合、契約者は、違約金請求書受領月の翌月末までに、請求書記載の違約金全額を一括して当社に支払うものとします。

第 5 条(料金等の支払方法)

契約者は、毎月1日から末日までの利用に関する料金を、その前月の末日までに支払うものとします。ただし、初回については、利用開始日が属する月の月額料金(初期費用が発生する場合、初期費用を含みます)、翌月、翌々月の月額料金を一括して利用開始日が属する月の翌月末までに支払うものとします。

第 3 章 装置等の管理

第 6 条(装置の設置・撤去)

契約者は、当社データセンターに設置する装置の内容を、事前に当社に対して届け出るものとします。

2. 契約者が当社データセンターに装置を設置し、又はそれらを交換、撤去等する場合には、それらの梱包及び移送に必要な資機材の手配を含め、すべて契約者が自らの責任と費用負担においてこれを実施するものとします。
3. 契約者が装置を新たに設置し、又は撤去する場合には、その内容を事前に当社へ届け出るものとします。
4. 契約者が、装置の設置、交換又は撤去等に際して、契約者の責任において起用した運送会社等の責めに帰すべき事由により生じた当社データセンター、または他の契約者設備、装置その他の機器等の損傷等については、契約者が全てその責任を負うものとします。

第 7 条(装置等の維持管理)

契約者は、契約者資産の装置等について、自己の責任と費用負担において設定・管理・運用するものとします。

2. 契約者は、当社データセンターの利用を終了する場合は、契約終了日までに、契約者資産の装置等を全て撤去するものとします。
3. 当社は、契約者が前項に規定した撤去を行わなかった場合は、契約者の費用負担をもって、当該装置等を処分、または契約者に送付できるものとします。

4. 契約者は、契約者資産の装置等に保存されるデータ(個人情報、機密情報その他本サービスの利用開始日以降に契約者資産の装置等に保存されたすべてのデータをいい、以下、「契約者データ」といいます。)を、自己の責任と費用負担において管理するものとします。当社は、契約者データに対してなんら関与または関知するものではなく、契約者データの漏洩、滅失等もしくはこれらの予防またはこれらが発生した場合の対応もしくは契約者データの復旧について、何ら責任を負うものではありません。

第4章 料金の減額

第8条(責任の制限)

当社の責めに帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該契約者における利用不能を認識した時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、本サービスの利用料金1ヶ月分相当額の30分の1に利用不能の日数を乗じた額(1円未満切り捨て)を限度として、契約者の請求により減額に応じます。

附 則

(実施期日)

本ハウジング約款は、平成24年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成26年2月1日から有効となります。
(料金等の計算方法について)
2. 第4条(料金等の計算方法)の日割計算を廃止しました。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成27年10月16日から有効となります。
(ハウジングサービスについて)
2. 第2条(サービスの種類・品目・内容)に1/4ラック(石狩DC)を追加しました。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成28年7月1日から有効となります。
(総則)
2. 第3条(契約期間、解約、違約金および自動更新) 設定完了通知書により利用開始日を通知する旨とサービス料金は利用開始日から課金される旨を追加しました。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成 29 年 5 月 1 日から有効となります。
2. 社名およびロゴの変更をしました。

附 則

(実施期日)

1. この改定規定は平成 29 年 7 月 1 日より有効となります。
- (契約期間について)
2. 契約期間は 12 ヶ月目の末日までであることを明記しました。